

# 半 期 報 告 書

(第13期中) 自 平成18年 1月 1日  
至 平成18年 6月30日

株式会社オプト

(941661)

第13期中（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社オプト

# 目 次

	頁
第13期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【業績等の概要】 .....	5
2 【仕入及び販売の状況】 .....	8
3 【対処すべき課題】 .....	9
4 【経営上の重要な契約等】 .....	9
5 【研究開発活動】 .....	9
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【主要な設備の状況】 .....	10
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	27
3 【役員の状況】 .....	27
第5 【経理の状況】 .....	28
1 【中間連結財務諸表等】 .....	29
2 【中間財務諸表等】 .....	58
第6 【提出会社の参考情報】 .....	74
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	75
中間監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年9月26日
【中間会計期間】	第13期中(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
【会社名】	株式会社オプト
【英訳名】	OPT, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鉢 嶺 登
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	03(6268)3800
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 小林 正 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	03(6268)3800
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 小林 正 樹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日
売上高 (千円)	—	7,417,538	13,828,763	—	18,096,025
経常利益 (千円)	—	288,530	438,954	—	790,798
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	—	△1,398,222	280,764	—	△1,248,391
純資産額 (千円)	—	4,868,143	10,014,540	—	5,029,623
総資産額 (千円)	—	13,310,957	17,731,026	—	14,398,868
1株当たり純資産額 (円)	—	162,039.19	70,343.01	—	41,563.02
1株当たり中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (円)	—	△50,801.50	2,198.56	—	△10,818.55
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	—	—	2,148.52	—	—
自己資本比率 (%)	—	36.6	51.0	—	34.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	84,175	452,991	—	1,045,836
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△3,727,326	△1,124,343	—	△4,846,261
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	9,809,176	2,034,087	—	8,745,250
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	7,774,283	7,939,394	—	6,550,010
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	— (—)	210 (39)	564	— (—)	403 (47)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 第12期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。  
3 第12期中および第12期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、中間純損失を計上しているため、記載しておりません。  
4 第13期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。  
5 第12期においては、平成17年8月19日付で株式1株を4株に分割しております。  
6 第13期中の平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日
売上高 (千円)	3,957,925	7,052,985	12,152,201	9,473,458	16,646,541
経常利益 (千円)	229,749	281,151	461,227	496,060	851,145
中間(当期)純利益 (千円)	129,507	158,829	248,235	266,088	475,687
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	868	—	—	2,032	—
資本金 (千円)	455,650	2,820,126	4,571,552	455,650	2,825,814
発行済株式総数 (株)	27,192	30,043	128,544	27,192	121,012
純資産額 (千円)	1,394,947	6,425,195	11,587,146	1,531,415	6,756,351
総資産額 (千円)	3,190,203	14,594,316	18,599,250	4,101,461	15,248,693
1株当たり純資産額 (円)	51,299.92	—	—	56,318.60	—
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4,908.63	—	—	9,932.36	—
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4,739.96	—	—	9,614.74	—
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	43.7	44.0	57.7	37.34	44.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	369,310	—	—	610,101	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△232,429	—	—	△254,509	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	706,587	—	—	706,587	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,389,547	—	—	1,608,257	—
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	91 (5)	184 (36)	434	119 (28)	302 (27)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第12期中以降の持分法を適用した場合の投資利益については、第12期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、記載しておりません。

3 第12期中以降の「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」、「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、第12期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、記載を省略しております。

4 第12期中以降のキャッシュ・フローに係る各指標につきましては、第12期中より中間連結財務諸表を作成しておりますので、記載しておりません。

5 第13期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

6 第11期中および第11期においては、平成16年5月20日付で株式1株を3株に分割しております。

7 第12期においては、平成17年8月19日付で株式1株を4株に分割しております。

8 第13期中の平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、企業集団（当社および当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の移動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
B 2 B 事業	514
B 2 C 事業	50
合計	564

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
2 臨時雇用者数は、中間連結会計期間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。  
3 従業員数が、当中間連結会計期間において161名増加しておりますが、主な原因は業容拡大に伴う増加であります。

### (2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数(名)	434
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 臨時雇用者数は、中間会計期間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。  
3 従業員数が、当中間会計期間において132名増加しておりますが、主な原因は業容拡大に伴う増加であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、着実に回復を続け、内需と外需、企業部門と家計部門のバランスが取れた形で緩やかに拡大しております。

当社を取り巻くインターネットビジネス環境においては、ブロードバンド接続の普及や携帯電話端末によるインターネット接続の増加などから、インターネット利用者が7,000万人（財団法人インターネット協会発表）を突破し、ブログ、SNS（Social Networking Service）、RSS（Rich Site Summary）といった新たなインターネット活用方法が確立されるなど、今や日本国民にとって日常生活に欠かせないメディアとなっております。

インターネット広告においても、市場規模が平成17年に2,808億円（電通発表）と前年比50%強の成長を遂げ、平成21年には5,000億円を超えると予測（電通総研発表）されるなど急速な拡大を続けております。

このような状況下、当社グループは広告代理事業における市場シェア向上と、広告代理以外の事業の売上高構成比を高めることにより、総合的なeマーケティング企業グループの地位を確立することを中期的な目標とし、積極的な人員採用、取引顧客数の拡大、サービスラインナップの増強を図ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高13,828,763千円（前中間連結会計期間比86.4%増）、営業利益519,747千円（前中間連結会計期間比51.9%増）、経常利益438,954千円（前中間連結会計期間比52.1%）、中間純利益280,764千円（前中間連結会計期間は中間純損失を計上）となりました。

第2四半期後半より、当社において、主要顧客である特定業種クライアントの広告手控えなどが発生したことで予想外の伸び悩みが発生したため、経常利益および連結中間純利益は中間業績予想を下回る結果となったものの、前中間連結会計期間に対して大幅な増収増益となっております。

前中間連結会計期間と比較しまして、増収幅より増益幅が小さいのは、主に連結子会社数の増加に伴い連結調整勘定償却額が増加したこと、および、積極的な人員採用に伴い人件費が大きく増加したためであります。また、中間純利益がプラスに転じたのは、前中間連結会計期間において子会社の営業権一括償却により特別損失を計上したためであります。なお、持分法適用関連会社であるスタイライフ株式会社が大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場したことに伴い、持分変動によるみなし売却益111,297千円を特別利益として計上しております。

事業分野ごとの活動状況は以下のとおりであります。

#### < B 2 B 事業 >

##### ① 広告代理事業分野

当事業分野においては、インターネット広告専門の広告代理業を行っております。

当中間連結会計期間においては、引き続き営業職を中心に人員の増強を図り、成長する市場を確実に捕捉することに注力しました。商品面においては、引き続き当社の中核戦略媒体であるYahoo! JAPANおよび検索リスティング広告はもとより、モバイル広告の販売にも注力して参りました。また、韓国法人eMFORCE Inc.を昨年より連結子会社化し、韓国におけるインターネット広告代理業務も行っております。

この結果、当中間連結会計期間における当事業分野の売上高は11,024,347千円（前中間連結会計期間比80.5%増）となりました。

## ② テクノロジー事業分野

当事業分野においては、インターネット広告の効果測定機能を中心としたeマーケティング支援システム「ADPLAN（アドプラン）」など、eマーケティングを支援し投資対効果を最大化するためのシステムツールを顧客企業に提供しております。

当中間連結会計期間においては、主力商品であるADPLANの利用企業数の増加を図った他、問合せ電話件数によって効果測定を行う「ADPLAN Call（アドプランコール）」やADPLAN以外のシステム商材など、商品ラインアップの拡充を行って参りました。

この結果、当中間連結会計期間における当事業分野の売上高は256,717千円（前中間連結会計期間比70.0%増）となりました。

## ③ ソリューション事業分野

当事業分野においては、クリエイティブ、サイト開発、システム開発、リサーチ受託など、eマーケティングを総合的に支援するための周辺サービスを提供しております。

当中間連結会計期間においては、インターネット広告の取扱増加に伴い、引き続き広告制作やウェブサイト制作などクリエイティブの受注に注力しました。また、株式会社ホットリンクを連結子会社化したことに伴い、ブログソリューションの提供も強化しております。

この結果、当中間連結会計期間における当事業分野の売上高は720,812千円（前中間連結会計期間比126.7%増）となりました。

## ④ コンテンツ事業分野

当事業分野においては、ローン情報やクレジットカード情報など様々な商品・サービスの比較検討を行えるマーケットプレイス型サイトの運営、および、ポータルサイトへのコンテンツ供給を行っております。

当中間連結会計期間においては、比較検討サイトの運営に加えて、昨年設立した連結子会社である株式会社クラシファイドが販売提携するYahoo!不動産新築物件情報が本格稼動を始めております。

この結果、当中間連結会計期間における当事業分野の売上高は929,907千円（前中間連結会計期間比95.7%増）となりました。

以上により、当中間連結会計期間におけるB2B事業の売上高12,931,785千円（前中間連結会計年度比83.4%増）、営業利益458,646千円（前中間連結会計年度比62.6%増）となりました。

### < B2C事業 >

#### コンテンツ事業分野

当事業分野においては、前連結会計年度に営業譲渡を受け連結子会社化した株式会社ALBAが従前より行っているゴルフ雑誌「ALBATROSS-VIEW」の発行事業等を継続して行う一方、インターネットを活用したゴルファー向けに新しいサービスを提供いたしました。

以上により、当中間連結会計期間における当事業分野およびB2C事業の売上高896,978千円（前中間連結会計年度比146.0%増）、営業利益61,100千円（前中間連結会計年度比1.6%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間は、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスになったものの、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローがプラスとなり、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は7,939,394千円と前年同期と比べ165,111千円(2.1%)の増加となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は452,991千円と前年同期と比べ368,815千円(438.2%)の増加となりました。これは主として、売上債権の増加581,767千円、持分変動によるみなし売却益111,297千円により一部相殺されたものの、税金等調整前中間純利益541,146千円、仕入債務の増加646,436千円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は1,124,343千円と前年同期と比べ2,602,982千円(69.8%)の減少となりました。これは、主として投資有価証券の取得による支出798,517千円および関係会社株式の取得による支出135,720千円、無形固定資産取得による支出123,042千円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は2,034,087千円と前年同期と比べ7,775,089千円(79.3%)の減少となりました。これは、主に株式の発行による収入3,490,175千円および新株予約権発行による収入858,585千円、長期借入金の返済による支出2,302,220千円によるものであります。

## 2 【仕入及び販売の状況】

### (1) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
B 2 B 事業	10,279,346	187.6
B 2 C 事業	607,889	311.8
合計	10,887,235	191.8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 実際の仕入額によっております。

### (2) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業分野	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
B 2 B 事業	12,931,785	183.4
B 2 C 事業	896,978	246.0
合計	13,828,763	186.4

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、売上に対して10%に達する相手先がなかったため記載を省略しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究活動は、主としてB2B事業のテクノロジー事業分野における「ADPLAN」の新バージョンの開発をしました。

当該研究開発に係る費用として、282千円を研究開発費に計上しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに完了したものはありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	433,152
計	433,152

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年9月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	128,544	128,544	ジャスダック証券 取引所	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式
計	128,544	128,544	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成18年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

(平成15年8月18日発行 第1回新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	142	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,704	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,542	同左
新株予約権の行使期間	平成15年8月18日から 平成25年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,542 資本組入額 6,771	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 平成16年3月10日開催の取締役会決議により、平成16年5月20日付で1株を3株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の行使価格は162,500円から54,167円に、資本組入額は81,250円から27,083円にそれぞれ調整されております。
- 3 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の行使価格は54,167円から13,542円に、資本組入額は27,083円から6,771円にそれぞれ調整されております。

(平成16年9月22日発行 第2回－1 新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	244	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	976	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130,801	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月23日から 平成26年9月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130,801 資本組入額 65,400	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</p> <p>(2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—————	—————

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の行使価格は523,201円から130,801円に、資本組入額は261,600円から65,400円にそれぞれ調整されております。

(平成17年 1 月25日発行 第 2 回－ 2 新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185,790	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月23日から 平成26年 9 月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 185,790 資本組入額 92,895	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、 行使しようとする本新株 予約権又は権利者につい て新株予約権の要項に定 める消却事由が発生して いないことを条件とし、 消却事由が生じた本新株 予約権の行使は認められ ないものとする。ただし、 取締役会の決議により特 に行使を認められた場合 はこの限りでない。 ②本新株予約権の行使は1 新株予約権単位で行うも のとし、各新株予約権の 一部の行使は認められな いものとする。また、行 使の結果発行される株式 数は整数でなければなら ず、1株未満の端数の部 分については株式は割り 当てられないものとし る。 (2) 相続 権利者が死亡した場合は は、権利者の相続人は未 行使の本新株予約権を相 続するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—————	—————

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の行使価格は743,157円から185,790円に、資本組入額は371,578円から92,895円にそれぞれ調整されております。

(平成17年4月27日発行 第3回－1 新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	188	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	752	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	607,813	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月31日から 平成27年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 607,813 資本組入額 303,906	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—————	—————

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の行使価格は2,431,252円から607,813円に、資本組入額は1,215,626円から303,906円にそれぞれ調整されております。

(平成17年10月28日発行 第3回－2新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	462,735	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月31日から 平成27年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 462,735 資本組入額 231,367	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</p> <p>(2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

(平成18年 1月12日発行 第4回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年 6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年 8月31日)
新株予約権の数(個)	37	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	714,000	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 1月12日から 平成20年 1月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 760,410 資本組入額 380,205	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

(平成18年4月12日発行 第5回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	540	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	540	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	713,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月31日から 平成28年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 713,000 資本組入額 356,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。</p> <p>(2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————

- (注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後において、払込価格を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額及び新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年1月12日 (注) 1	6,500	127,512	1,738,750	4,564,564	1,738,750	4,776,064
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日 (注) 2	1,032	128,544	6,987	4,571,552	6,987	4,783,052

(注) 1. 新株発行(第三者割当増資)による増加であります。

発行価格 535,000円

資本組入額 267,500円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

## (4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
鉢嶺 登	東京都世田谷区	30,144	23.5
海老根 智仁	神奈川県逗子市	9,796	7.6
小林 正樹	東京都文京区	6,940	5.4
野内 敦	東京都墨田区	6,940	5.4
株式会社電通	港区東新橋1-8-1	6,500	5.1
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) 信託口	中央区晴海1丁目8-11	6,179	4.8
ビービーエイチルクスフィデリ ティファンズジャパンファンド (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀 行)	37, Rue Notre-Dame, Luxembourg Grand Duchy Of Luxembourg (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,630	2.8
日本マスタートラスト信託銀行 (株) 信託口	港区浜松町2丁目11-3	3,572	2.8
日本証券金融(株)	中央区日本橋茅場町1丁目2-10	3,505	2.7
ビービーエイチフォーフィデリ ティージャパンスマールカンパ ニーファンド(常任代理人 (株)三 菱東京UFJ銀行)	40 Water Street, Boston Na 02109 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,196	1.7
計	—	79,402	61.8

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,544	128,544	—
発行済株式総数	128,544	—	—
総株主の議決権	—	128,544	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1株(議決権1個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	865,000	698,000	731,000	727,000	606,000	566,000
最低(円)	508,000	472,000	508,000	535,000	502,000	437,000

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	長澤秀行	平成18年5月15日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月26日 内閣府令第56号)附則第2項により、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月26日 内閣府令第56号)附則第2項により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けており、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)および当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表についてあずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査法人は以下のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	中央青山監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	あずさ監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1	3 4	現金及び預金	7,787,847		7,975,682		6,579,392	
2		受取手形及び売掛金	2,760,711		4,600,489		3,990,062	
3		有価証券	501					
4		たな卸資産	18,987		23,190		30,748	
5		その他	297,597		276,687		316,669	
		貸倒引当金	23,425		40,242		47,222	
		流動資産合計	10,842,220	81.4	12,835,806	72.4	10,869,650	75.5
固定資産								
1	1	有形固定資産	67,033		134,621		108,783	
2		無形固定資産	31,997		515,797		487,580	
3		投資その他の資産						
(1)	2	投資有価証券			2,788,404		1,402,992	
(2)		関係会社株式	1,031,017					
(3)		繰延税金資産	923,491		704,071		810,875	
(4)		その他	410,880		755,823		709,724	
		貸倒引当金	20,498		39,065		24,324	
		投資その他の資産 合計	2,344,891		4,209,234		2,899,267	
		固定資産合計	2,443,922	18.4	4,859,652	27.4	3,495,632	24.3
		繰延資産	24,814	0.2	35,567	0.2	33,585	0.2
		資産合計	13,310,957	100.0	17,731,026	100.0	14,398,868	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
1	3	2,632,773		4,715,344		3,991,863	
2		650,000					
3		812,000		572,000		845,336	
4		964					
5		52,994		45,828		125,404	
6				8,793		8,345	
7		614,080		916,680		970,421	
<b>流動負債合計</b>		<b>4,762,813</b>	<b>35.8</b>	<b>6,258,646</b>	<b>35.3</b>	<b>5,941,370</b>	<b>41.3</b>
<b>固定負債</b>							
1		3,648,000		1,252,000		3,280,884	
2				154,419			
3				20,799		10,242	
4				10,121		5,807	
5		32,000		20,500		30,000	
<b>固定負債合計</b>		<b>3,680,000</b>	<b>27.6</b>	<b>1,457,840</b>	<b>8.2</b>	<b>3,326,934</b>	<b>23.1</b>
<b>負債合計</b>		<b>8,442,813</b>	<b>63.4</b>	<b>7,716,486</b>	<b>43.5</b>	<b>9,268,305</b>	<b>64.4</b>
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分						100,939	0.7
<b>(資本の部)</b>							
資本金		2,820,126	21.2			2,825,814	19.6
新株式申込証拠金						1,300	0.0
資本剰余金		3,031,626	22.8			3,037,314	21.1
利益剰余金		990,981	7.5			841,149	5.8
その他有価証券 評価差額金		7,370	0.1			8,992	0.0
為替換算調整勘定						2,648	0.0
<b>資本合計</b>		<b>4,868,143</b>	<b>36.6</b>			<b>5,029,623</b>	<b>34.9</b>
<b>負債、少数株主持分 及び資本合計</b>		<b>13,310,957</b>	<b>100.0</b>			<b>14,398,868</b>	<b>100.0</b>

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				4,571,552	25.8		
2 資本剰余金				4,783,052	27.0		
3 利益剰余金				560,385	3.2		
株主資本合計				8,794,219	49.6		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				242,791	1.4		
2 為替換算調整勘定				5,160	0.0		
評価・換算差額等 合計				247,952	1.4		
新株予約権				858,585	4.8		
少数株主持分				113,783	0.7		
純資産合計				10,014,540	56.5		
負債純資産合計				17,731,026	100.0		

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			7,417,538	100.0		13,828,763	100.0		18,096,025	100.0
II 売上原価			5,674,916	76.5		10,887,235	78.7		13,750,283	76.0
売上総利益			1,742,622	23.5		2,941,528	21.3		4,345,741	24.0
返品調整引当金 戻入額			—	—		79,576	0.6		—	—
返品調整引当金 繰入額			52,994	0.7		—	—		125,404	0.7
差引売上総利益			1,689,627	22.8		3,021,104	21.9		4,220,337	23.3
III 販売費及び一般管理費	※1		1,347,370	18.2		2,501,356	18.1		3,261,982	18.0
営業利益			342,257	4.6		519,747	3.8		958,354	5.3
IV 営業外収益										
1 受取利息			10			1,086			366	
2 受取配当金			9,105			—			9,105	
3 為替差益			—			2,471			—	
4 その他			300	0.1		1,286	0.0		4,103	0.1
V 営業外費用										
1 支払利息			9,196			19,330			30,429	
2 持分法による 投資損失			48,982			52,280			133,636	
3 新株発行費償却			—			10,472			16,792	
4 その他			4,964	0.8		3,554	0.6		272	1.0
経常利益			288,530	3.9		438,954	3.2		790,798	4.4
VI 特別利益										
1 固定資産売却益			—			—			350	
2 持分変動による みなし売却益			—			111,297	0.8		—	0.0
VII 特別損失										
1 固定資産除却損			—			—			10,296	
2 営業権償却			2,500,000			—			2,500,000	
3 過年度損益修正損	※2		—			9,105			—	
4 その他			531	33.7		—	0.1		531	13.9
税金等調整前中間 純利益又は中間(当 期)純損失(△)			△2,212,001	△29.8		541,146	3.9		△1,719,679	△9.5
法人税、住民税 及び事業税			99,009			136,903			392,567	
法人税等調整額			△912,788	△11.0		108,368	1.8		△866,692	△2.6
少数株主利益			—			15,109	0.1		2,836	0.0
中間純利益又は中 間(当期)純損失(△)			△1,398,222	△18.8		280,764	2.0		△1,248,391	△6.9

③ 【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
I 資本剰余金期首残高			667,150		667,150
II 資本剰余金増加高					
1 増資による新株式の発行		2,364,476		2,364,476	
2 新株予約権の行使による 新株式の発行		—	2,364,476	5,687	2,370,164
III 資本剰余金中間期末(期末) 残高			3,031,626		3,037,314
(利益剰余金の部)					
I 利益剰余金期首残高			407,241		407,241
II 利益剰余金減少高					
1 中間(当期)純損失		1,398,222	1,398,222	1,248,391	1,248,391
III 利益剰余金中間期末(期末) 残高			△990,981		△841,149

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本				
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成17年12月31日残高(千円)	2,825,814	1,300	3,037,314	△841,149	5,023,279
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(千円)	1,745,737	△1,300	1,745,737		3,490,175
中間純利益(千円)				280,764	280,764
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)(千円)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	1,745,737	△1,300	1,745,737	280,764	3,770,940
平成18年6月30日残高(千円)	4,571,552	—	4,783,052	△560,385	8,794,219

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成17年12月31日残高(千円)	8,992	△2,648	6,344		100,939	5,130,563
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行(千円)						3,490,175
中間純利益(千円)						280,764
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)(千円)	233,798	7,808	241,607	858,585	12,844	1,113,036
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	233,798	7,808	241,607	858,585	12,844	4,883,976
平成18年6月30日残高(千円)	242,791	5,160	247,952	858,585	113,783	10,014,540

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月 30日)	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)	(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月 31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 純利益又は中間 (当期)純損失(△)		△2,212,001	541,146	△1,719,679
減価償却費		8,288	40,328	25,554
営業権償却		2,500,000	—	2,500,000
新株発行費償却		4,962	10,472	16,792
連結調整勘定償却額		2,990	61,944	9,111
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		6,852	7,221	21,634
賞与引当金の増減額 (減少:△)		964	—	—
返品調整引当金の増減額 (減少:△)		52,994	△79,576	125,404
製品保証引当金の増減額 (減少:△)		—	448	—
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		—	6,411	92
役員退職慰労引当金の 増減額(減少:△)		—	1,967	296
受取利息及び受取配当金		△9,115	△1,086	△9,471
支払利息		9,196	19,330	30,429
組合等出資損益		—	2,173	—
前期損益修正損		—	9,105	—
持分法による投資損失		48,982	52,280	133,636
持分変動による みなし売却益		—	△111,297	—
売上債権の増減額 (増加:△)		△751,474	△581,767	△1,860,003
たな卸資産の増減額 (増加:△)		△9,453	7,558	△3,937
仕入債務の増減額 (減少:△)		563,339	646,436	1,853,189
未収消費税等の増減額 (増加:△)		△119,335	903	△903
未払消費税等の増減額 (減少:△)		△25,126	△23,863	38,186
その他		202,855	98,125	229,216
小計		274,920	708,263	1,389,549
利息及び配当金の受取額		10	1,086	9,471
利息の支払額		△9,257	△17,267	△31,633
法人税等の支払額		△181,498	△239,091	△321,551
営業活動による キャッシュ・フロー		84,175	452,991	1,045,836

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
Ⅱ 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期積金の預入 による支出		△900	△900	△1,802
有形固定資産の取得 による支出		△41,404	△29,795	△84,236
無形固定資産の取得 による支出		△7,532	△123,042	△76,956
投資有価証券の取得 による支出		△157,000	△798,517	△424,444
関係会社株式の取得 による支出		△962,000	△135,720	△944,000
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による 支出		△2,955	—	△281,637
出資金の返還による収入		—	1,575	—
出資金の取得による支出		△2,000	—	—
敷金保証金の差入れ による支出		△53,496	△36,158	△547,027
敷金保証金の返還 による収入		—	53	11,474
営業の譲受けによる支出		△2,500,000	—	△2,500,000
その他		△38	△1,838	2,368
投資活動による キャッシュ・フロー		△3,727,326	△1,124,343	△4,846,261

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増額		650,000	—	—
長期借入れによる収入		4,500,000	—	4,500,000
長期借入金の返済 による支出		△40,000	△2,302,220	△446,000
株式の発行による収入		4,728,953	3,490,175	4,741,629
新株予約権の発行 による収入		—	858,585	—
その他		△29,776	△12,453	△50,378
財務活動による キャッシュ・フロー		9,809,176	2,034,087	8,745,250
Ⅳ 現金及び現金同等物に 係る換算差額		—	26,649	△3,071
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額		6,166,025	1,389,384	4,941,752
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		1,608,257	6,550,010	1,608,257
Ⅶ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		7,774,283	7,939,394	6,550,010

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社ALBA 株式会社ALBAは、平成17年4月の株式取得に伴い当中間連結会計期間より連結子会社となりました。</p> <p>(2) 非連結子会社名 株式会社クラシファイド</p> <p>連結の範囲から除いた理由 株式会社クラシファイドは、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 株式会社ALBA eMFORCE Inc. 株式会社クラシファイド 株式会社ホットリンク</p> <p>(2) 非連結子会社名 株式会社コンテンツワン 株式会社クロスフィニティ</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、それぞれ小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 株式会社ALBA eMFORCE Inc. 株式会社クラシファイド 株式会社ホットリンク</p> <p>株式会社ALBA、eMFORCE Inc.及び株式会社ホットリンクは、当連結会計年度に株式を取得したことに伴い連結子会社となりました。 株式会社クラシファイドは当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社となりました。</p> <p>(2) 非連結子会社名 株式会社コンテンツワン</p> <p>連結の範囲から除いた理由 株式会社コンテンツワンは小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 1社 会社等の名称 スタイライフ株式会社 スタイライフ株式会社は、平成17年3月の株式取得に伴い、当中間連結会計期間より関連会社となりました。</p>	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 1社 会社等の名称 スタイライフ株式会社</p>	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 1社 会社等の名称 スタイライフ株式会社 スタイライフ株式会社は、平成17年3月の株式取得に伴い、当連結会計年度より関連会社となりました。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等の名称 非連結子会社 ・・・株式会社クラシ ファイド</p> <p>関連会社 ・・・有限会社メディア アライツ</p> <p>持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等の名称 非連結子会社 ・・・株式会社コンテ ンツワン 株式会社クロス フィニティ</p> <p>関連会社等 ・・・株式会社メディア アライツ 株式会社プラス モバイルコミュニ ケーションズ グローブコミュニ ケーション株式 会社 ペットゴー株式 会社 アクションクリ ック株式会社 次世代経営者応 援基金2005 投資事業有限責 任組合</p> <p>持分法を適用しない理由 同左</p>	<p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等の名称 非連結子会社 ・・・株式会社コンテ ンツワン</p> <p>関連会社 ・・・株式会社メディア アライツ 株式会社プラス モバイルコミュニ ケーションズ</p> <p>持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項</p> <p>持分法適用会社は、中間決算日が異なりますが、当該会社の中間会計期間に関わる中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項</p> <p>持分法適用会社は、中間決算日が異なりますが、当該会社の中間会計期間に関わる中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間決算日と中間連結日との差異が6ヶ月を越える一部の持分法適用会社については、中間連結決算日直近となる各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。</p>	<p>(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項</p> <p>持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なりますが、当該会社の事業年度に関わる財務諸表を使用しております。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項</p>	<p>連結子会社の決算日は5月31日であります。中間連結財務諸表の作成にあたり、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>なお、株式会社ALBA及び株式会社ホットリンクについては、連結子会社となったことに伴い決算日を12月31日に変更しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>_____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(2) たな卸資産</p> <p>—————</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価によ っております。</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の 減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によってお ります。 なお、主な耐用年数 は以下のとおりであ ります。 建物及び構築物 10～18年 工具器具及び備品 4～6年 但し、平成10年4月 1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法によ っております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によってお ります。ただし、自社利 用ソフトウェアにつ いては社内利用可能期間 (5年)に基づく定額法 によっております。 連結子会社で当中間 連結会計期間において 取得した営業権につ いては、取得時に一括償 却しております。</p>	<p>投資事業有限責任組合 等への出資 入手可能な直近の決 算書に基づき、組合 の損益のうち当社の 持分相当額を加減す る方法によってお ります。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法 によっております。</p> <p>貯蔵品 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減 価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によってお ります。ただし、自社利用ソ フトウェアについては社 内利用可能期間(5年)に 基づく定額法によって おります。</p>	<p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の 減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によってお ります。ただし、自社利 用ソフトウェアにつ いては社内利用可能期間 (5年)に基づく定額法 によっております。 連結子会社で当連結 会計年度において取得 した営業権につ いては、取得時に一括償却 しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(ハ) 重要な繰延資産の処理方法 _____</p> <p>(ニ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間に負担する額を計上しております。</p>	<p>(ハ) 重要な繰延資産の処理方法 新株発行費 3年間で均等償却しております。</p> <p>(ニ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 _____</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、賞与支給額の総額を業績と連動させることとしたため、未払従業員賞与の表示科目につきましては、従来の「賞与引当金」から流動負債の「その他」に含める方法に変更しております。</p>	<p>(ハ) 重要な繰延資産の処理方法 新株発行費 商法施行規則に規定する最長期間（3年間）で均等償却しております。</p> <p>(ニ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 _____</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(3) 返品調整引当金 出版物等の将来の返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、将来の返品に伴う損失予想額を計上しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(ヘ)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>—————</p>	<p>(2) 返品調整引当金 同左</p> <p>(3) 製品保証引当金 製品保証期間中における無償保証に備えて、過去の補修実績に基づき見積もった将来の発生見込額を計上しています。</p> <p>(4) 退職給付引当金 一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込み額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 当中間連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(2) 返品調整引当金 同左</p> <p>(3) 製品保証引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左</p> <p>—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
—	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	—
—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は9,042,171千円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—
—	<p>(人件費等の計上区分) 提出会社におきましては、人件費等について、従来その全額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、近時の事業規模の拡大に伴って、組織の見直しと業務の専門化を図った結果、人件費等の売上原価と販売費及び一般管理費の区分が明確となったため、当中間連結会計期間より広告代理以外の事業分野の直接人件費等を売上原価へ計上することといたしました。この結果従来の方法によった場合と比較して、売上総利益が124,635千円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	—

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>1. 前中間連結会計期間に区分掲記しておりました「有価証券」については、金額的重要性に鑑み、当中間連結会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間末の「有価証券」は501千円であります。</p> <p>2. 前中間連結会計期間に投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」については、資産総額の100分の5超となったため、当中間連結会計期間より「関係会社株式」を含め、「投資有価証券」として区分掲記し、「関係会社株式」については、注記することにしております。なお、前中間連結会計期間の「投資有価証券」は201,439千円であります。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>1. 外形標準課税について</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成16年2月13日)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割 10,065千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>		<p>1. 外形標準課税について</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成16年2月13日)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割 22,986千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 20,273千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 92,612千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 65,786千円
	※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 1,223,775千円	※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 931,213千円
	※3 担保資産及び担保付債務 (1) 担保に供している資産 現金及び預金(定期預金) 1,000千円 (2) 上記に対応する債務 支払手形及び買掛金 6,539千円	※3 担保資産及び担保付債務 (1) 担保に供している資産 現金及び預金(定期預金) 1,000千円 (2) 上記に対応する債務 支払手形及び買掛金 1,201千円
	※4 偶発債務 一部の連結子会社において、官公署に対する契約支払保証を行っており、中間連結決算日現在の保証金額は、38,977千円(324,000千ウォン)であります。これに対して、定期預金36,090千円(300,000千ウォン)が質権設定されております。また、一部の連結子会社の取締役の金融機関からの借入金に対して、38,000千円の債務保証を行っております。	※4 偶発債務 一部の連結子会社において、官公署に対する契約支払保証を行っており、連結決算日現在の保証金額は、14,751千円(172,000千ウォン)であります。これに対して、定期預金14,914千円(173,900千ウォン)が質権設定されております。また、一部の連結子会社の取締役の金融機関からの借入金に対して、38,000千円の債務保証を行っております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要項目 給料手当 395,390千円 人材関連費 141,494千円 広告宣伝費 289,913千円 貸倒引当金繰入額 6,852千円 賞与引当金繰入額 359千円	※1 販売費及び一般管理費の主要項目 給料手当 840,525千円 人材関連費 116,893千円 広告宣伝費 347,878千円 貸倒引当金繰入額 7,221千円 賞与 148,476千円 製品保証引当金繰入額 448千円 役員退職慰勞引当金繰入額 1,967千円 ※2 過年度損益修正損の内容 過年度出資金 9,105千円 修正損	※1 販売費及び一般管理費の主要項目 給料手当 1,051,498千円 人材関連費 236,314千円 広告宣伝費 551,706千円 貸倒引当金繰入額 21,462千円 賞与 221,770千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	121,012	7,532	—	128,544

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプションの権利行使による増加	1,032株
第三者割当による新株発行による増加	6,500株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	—	18,500	—	18,500	858,585
合計			—	18,500	—	18,500	858,585

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成18年新株予約権の増加は、発行によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 7,787,847千円</p> <p>その他(有価証券)勘定 501千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <math>\Delta 1,000</math>千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期積金 <math>\Delta 13,065</math>千円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 7,774,283千円</p>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 7,975,682千円</p> <p>その他(有価証券)勘定 501千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <math>\Delta 21,920</math>千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期積金 <math>\Delta 14,868</math>千円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 7,939,394千円</p>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 6,579,392千円</p> <p>その他(有価証券)勘定 501千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <math>\Delta 15,914</math>千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期積金 <math>\Delta 13,968</math>千円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 6,550,010千円</p>

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間(自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位;千円)

種類	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	差額
株式	1,533	13,962	12,428

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位;千円)

種類	中間連結貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	50,000
関連会社株式	981,017
(2) その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	501
非上場株式	187,477

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位;千円)

種類	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	差額
株式	58,981	468,411	409,429

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位;千円)

種類	中間連結貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	30,000
関連会社株式	1,095,949
関係会社その他有価証券	97,826
(2) 満期保有目的の債券	226
(3) その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	501
非上場株式	1,095,990

前連結会計年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位;千円)

種類	取得原価	連結貸借 対照表計上額	差額
株式	1,593	16,756	15,163

## 2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位:千円)

種類	連結貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	10,000
関連会社株式	921,213
(2) 満期保有目的の債券	
(韓国) 都市鉄道債	161
(3) その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	501
非上場株式	454,861

### (デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

### (ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

#### 1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

##### (1) スtock・オプションの内訳

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	提出会社および提出会社子会社の使用人 174
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 540
付与日	平成18年4月12日
権利確定条件	付与日(平成18年4月12日)から 権利確定日(平成20年3月31日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成18年4月12日 ～平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年3月31日 ～平成28年3月30日
権利行使価格(円)	713,000

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日) (単位:千円)

	B2B事業	B2C事業	計	消去又は全社	連結
I売上高及び営業損益					
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	7,052,985	364,553	7,417,538	—	7,417,538
2. セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,052,985	364,553	7,417,538	—	7,417,538
営業費用	6,770,841	304,439	7,075,281	—	7,075,281
営業利益	282,143	60,113	342,257	—	342,257

- (注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分に基づき、市場及び事業形態を考慮して決定しております。
2. 各区分に属する主な事業内容
- (1) B2B事業・・・広告代理事業、テクノロジー事業、ソリューション事業、コンテンツ事業
- (2) B2C事業・・・出版事業
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日) (単位:千円)

	B2B事業	B2C事業	計	消去又は全社	連結
I売上高及び営業損益					
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	12,931,785	896,978	13,828,763	—	13,828,763
2. セグメント間の内部売上高 又は振替高	27,299	5,571	32,870	(32,870)	—
計	12,959,085	902,549	13,861,634	(32,870)	13,828,763
営業費用	12,500,438	841,448	13,341,887	(32,870)	13,309,016
営業利益	458,646	61,100	519,747	—	519,747

- (注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分に基づき、市場及び事業形態を考慮して決定しております。
2. 各区分に属する主な事業内容
- (1) B2B事業・・・広告代理事業、テクノロジー事業、ソリューション事業、コンテンツ事業
- (2) B2C事業・・・出版事業
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

（単位：千円）

	B 2 B事業	B 2 C事業	計	消去又は全社	連結
I 売上高及び営業損益					
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	16,732,989	1,363,036	18,096,025	—	18,096,025
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	3,064	—	3,064	(3,064)	—
計	16,736,053	1,363,036	18,099,090	(3,064)	18,096,025
営業費用	15,909,930	1,230,805	17,140,735	(3,064)	17,137,671
営業利益	826,123	132,230	958,354	—	958,354

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分に基づき、市場及び事業形態を考慮して決定しております。

2. 各区分に属する主な事業内容

(1) B 2 B事業・・・広告代理事業、テクノロジー事業、ソリューション事業、コンテンツ事業

(2) B 2 C事業・・・出版事業

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社および重要な在外支店がないため、該当事項はありません

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

全セグメントの売上高の合計額および全セグメントの資産の合計額に占める「日本」の割合が、いずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

全セグメントの売上高の合計額および全セグメントの資産の合計額に占める「日本」の割合が、いずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

### 【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

海外売上高が中間連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額	162,039円 19銭	70,343円 01銭	41,563円 02銭
1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失(△) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	△50,801円 50銭 1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	2,198円 56銭 2,148円 52銭	△10,818円 55銭 1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失(△)および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失(△)			
損益計算書上の中間純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△1,398,222	280,764	△1,248,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△1,398,222	280,764	△1,248,391
期中平均株式数(株)	27,523	127,704	115,394
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	2,974	—
(うち 新株予約権)	(—)	(2,974)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成18年1月12日発行 第4回—新株予約権 18,500株  平成18年4月12日発行 第5回—新株予約権 540株  なお、この概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>当社は、韓国における事業拠点拡大のため、平成17年8月3日開催の取締役会決議にもとづき、eMFORCE Inc. (在韓国)の株式を取得し子会社としました。</p> <p>(1) 対象会社の概要</p> <p>①商号 eMFORCE Inc.</p> <p>②代表者 S. H. Park</p> <p>③本店所在地 Jongno-Gu, Seoul, KOREA</p> <p>④主な事業内容 インターネット広告代理事業</p> <p>⑤資本金 2,500百万ウォン(約273百万円)</p> <p>(2) 株式取得の内容</p> <p>①株式取得方法 S. H. Park所有の株式を取得</p> <p>②株式取得日 平成17年8月17日</p> <p>③取得株式数 350,000株</p> <p>④取得価額 10億ウォン(約1.1億円)</p> <p>⑤取得後の所有割合 70%</p>		
<p>平成17年5月20日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1 平成17年8月19日付をもって、次のとおり普通株式30,043株を120,172株に分割します。</p> <p>① 分割により増加する株式数 普通株式 90,129株</p> <p>② 分割の方法 平成17年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数1株につき4株の割合をもって無償で交付する。</p> <p>2 配当起算日 平成17年7月1日 当該株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合の当中間連結会計期間の1株当たり情報については、次のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 40,509円 80銭</p> <p>1株当たり中間純損失 12,700円 38銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																												
		<p>当社は、平成17年12月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株と新株予約権の発行を決議しており、平成18年1月12日において新株と新株予約権の払込を受けております。</p> <p>新株式発行要領</p> <table border="1"> <tr> <td>①発行新株式数</td> <td>普通株式 6,500株</td> </tr> <tr> <td>②発行価格</td> <td>1株につき金 535,000円</td> </tr> <tr> <td>③発行価格の総額</td> <td>3,477,500千円</td> </tr> <tr> <td>④資本組入額</td> <td>1株につき金 267,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤資本組入額の総額</td> <td>1,738,750千円</td> </tr> <tr> <td>⑥払込期日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> <tr> <td>⑦配当起算日</td> <td>平成18年1月1日</td> </tr> <tr> <td>⑧割当先および割当株式数</td> <td>株式会社電通 6,500株</td> </tr> <tr> <td>⑨資金使途</td> <td>当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&amp;Aの実施資金等に充当する予定であります。</td> </tr> </table> <p>新株予約権の発行要領</p> <table border="1"> <tr> <td>①新株予約権の名称</td> <td>株式会社オプト 第4回新株予約権</td> </tr> <tr> <td>②新株予約権の目的となる株式の種類および数</td> <td>普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)</td> </tr> <tr> <td>③新株予約権の総数</td> <td>37個</td> </tr> <tr> <td>④新株予約権の発行価額</td> <td>1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)</td> </tr> <tr> <td>⑤新株予約権の発行価額の総額</td> <td>858,585千円</td> </tr> <tr> <td>⑥新株予約権の払込期日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> <tr> <td>⑦募集方法</td> <td>第三者割当の方法による。</td> </tr> <tr> <td>⑧新株予約権の割当先及び割当数</td> <td>株式会社電通 37個</td> </tr> <tr> <td>⑨新株予約権行使に際しての払込金額</td> <td>1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)</td> </tr> <tr> <td>⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額</td> <td>13,209,000千円</td> </tr> <tr> <td>⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額</td> <td>14,067,585千円 (1株につき 760,410円)</td> </tr> <tr> <td>⑫権利行使期間</td> <td>自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日</td> </tr> <tr> <td>⑬新株予約権の発行日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> </table>	①発行新株式数	普通株式 6,500株	②発行価格	1株につき金 535,000円	③発行価格の総額	3,477,500千円	④資本組入額	1株につき金 267,500円	⑤資本組入額の総額	1,738,750千円	⑥払込期日	平成18年1月12日	⑦配当起算日	平成18年1月1日	⑧割当先および割当株式数	株式会社電通 6,500株	⑨資金使途	当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&Aの実施資金等に充当する予定であります。	①新株予約権の名称	株式会社オプト 第4回新株予約権	②新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)	③新株予約権の総数	37個	④新株予約権の発行価額	1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)	⑤新株予約権の発行価額の総額	858,585千円	⑥新株予約権の払込期日	平成18年1月12日	⑦募集方法	第三者割当の方法による。	⑧新株予約権の割当先及び割当数	株式会社電通 37個	⑨新株予約権行使に際しての払込金額	1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)	⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額	13,209,000千円	⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	14,067,585千円 (1株につき 760,410円)	⑫権利行使期間	自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日	⑬新株予約権の発行日	平成18年1月12日
①発行新株式数	普通株式 6,500株																																													
②発行価格	1株につき金 535,000円																																													
③発行価格の総額	3,477,500千円																																													
④資本組入額	1株につき金 267,500円																																													
⑤資本組入額の総額	1,738,750千円																																													
⑥払込期日	平成18年1月12日																																													
⑦配当起算日	平成18年1月1日																																													
⑧割当先および割当株式数	株式会社電通 6,500株																																													
⑨資金使途	当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&Aの実施資金等に充当する予定であります。																																													
①新株予約権の名称	株式会社オプト 第4回新株予約権																																													
②新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)																																													
③新株予約権の総数	37個																																													
④新株予約権の発行価額	1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)																																													
⑤新株予約権の発行価額の総額	858,585千円																																													
⑥新株予約権の払込期日	平成18年1月12日																																													
⑦募集方法	第三者割当の方法による。																																													
⑧新株予約権の割当先及び割当数	株式会社電通 37個																																													
⑨新株予約権行使に際しての払込金額	1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)																																													
⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額	13,209,000千円																																													
⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	14,067,585千円 (1株につき 760,410円)																																													
⑫権利行使期間	自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日																																													
⑬新株予約権の発行日	平成18年1月12日																																													

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		7,685,571		7,195,137		5,578,755	
2 受取手形		4,097		80,290		12,127	
3 売掛金		2,421,012		3,813,148		3,431,280	
4 たな卸資産		8,581		4,990		11,979	
5 その他		266,315		288,341		437,670	
貸倒引当金		△23,425		△38,361		△34,209	
流動資産合計		10,362,153	71.0	11,343,547	61.0	9,437,602	61.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※3	62,671		86,996		78,931	
2 無形固定資産		31,879		166,123		68,718	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		—		1,562,802		471,618	
(2) 関係会社株式		1,133,780		1,833,650		1,697,930	
(3) 関係会社その他 有価証券		—		97,826		—	
(4) 長期貸付金		2,609,463		2,809,463		2,809,463	
(5) その他	※1	369,555		663,272		650,843	
投資その他の資産合計		4,112,798		6,967,014		5,629,855	
固定資産合計		4,207,349	28.8	7,220,135	38.8	5,777,505	37.9
III 繰延資産		24,814	0.2	35,567	0.2	33,585	0.2
資産合計		14,594,316	100.0	18,599,250	100.0	15,248,693	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		2,572,907		4,226,952		3,619,162	
2 短期借入金		650,000		—		—	
3 一年内返済予定 長期借入金		812,000		572,000		812,000	
4 未払法人税等		109,399		152,451		262,951	
5 その他	※2	376,814		654,281		556,229	
流動負債合計		4,521,121	31.0	5,605,684	30.1	5,250,342	34.4
II 固定負債							
1 長期借入金		3,648,000		1,252,000		3,242,000	
2 繰延税金負債		—		154,419		—	
固定負債合計		3,648,000	25.0	1,406,419	7.6	3,242,000	21.3
負債合計		8,169,121	56.0	7,012,104	37.7	8,492,342	55.7
(資本の部)							
I 資本金		2,820,126	19.3	—		2,825,814	18.5
II 新株式申込証拠金		—		—		1,300	0.0
III 資本剰余金							
1 資本準備金		3,031,626		—		3,037,314	
資本剰余金合計		3,031,626	20.8	—		3,037,314	19.9
IV 利益剰余金							
1 中間(当期)未処分 利益		566,070		—		882,929	
利益剰余金合計		566,070	3.9	—		882,929	5.8
V その他有価証券 評価差額金		7,370	0.0	—		8,992	0.1
資本合計		6,425,195	44.0	—		6,756,351	44.3
負債及び資本合計		14,594,316	100.0	—		15,248,693	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			—	4,571,552	24.6		—
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—		4,783,052		—	
資本剰余金合計			—	4,783,052	25.7		—
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—		1,131,165		—	
利益剰余金合計			—	1,131,165	6.1		—
株主資本合計			—	10,485,769	56.4		—
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金			—	242,791			—
評価・換算差額等 合計			—	242,791	1.3		—
III 新株予約権			—	858,585	4.6		—
純資産合計			—	11,587,146	62.3		—
負債純資産合計			—	18,599,250	100.0		—

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		7,052,985	100.0	12,152,201	100.0	16,646,541	100.0
II 売上原価		5,479,937	77.7	9,822,191	80.8	12,856,375	77.2
売上総利益		1,573,047	22.3	2,330,009	19.2	3,790,166	22.8
III 販売費及び一般管理費		1,290,903	18.3	1,850,915	15.3	2,917,160	17.6
営業利益		282,143	4.0	479,094	3.9	873,005	5.2
IV 営業外収益	※1	13,169	0.2	13,349	0.1	25,483	0.2
V 営業外費用	※2	14,161	0.2	31,215	0.2	47,342	0.3
経常利益		281,151	4.0	461,227	3.8	851,145	5.1
VI 特別損失	※3	531	0.0	9,105	0.1	10,055	0.0
税引前中間(当期)純利益		280,619	4.0	452,122	3.7	841,089	5.1
法人税、住民税及び 事業税		98,699		207,709		392,189	
法人税等調整額		23,091	1.7	△3,821	1.7	△26,786	2.2
中間(当期)純利益		158,829	2.3	248,235	2.0	475,687	2.9
前期繰越利益		407,241		—		407,241	
中間(当期)未処分 利益		566,070		—		882,929	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本			
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金	
			資本準備金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高(千円)	2,825,814	1,300	3,037,314	3,037,314
中間会計期間中の変動額				
新株の発行(千円)	1,745,737	△1,300	1,745,737	1,745,737
中間純利益(千円)				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額) (千円)				
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	1,745,737	△1,300	1,745,737	1,745,737
平成18年6月30日残高(千円)	4,571,552	—	4,783,052	4,783,052

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高(千円)	882,929	882,929	6,747,358
中間会計期間中の変動額			
新株の発行(千円)			3,490,175
中間純利益(千円)	248,235	248,235	248,235
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額) (千円)			
中間会計期間中の変動額 (千円)	248,235	248,235	3,738,411
平成18年6月30日残高(千円)	1,131,165	1,131,165	10,485,769

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成17年12月31日残高(千円)	8,992	8,992	—	6,756,351
中間会計期間中の変動額				
新株の発行(千円)				3,490,175
中間純利益(千円)				248,235
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額) (千円)	233,798	233,798	858,585	1,092,383
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	233,798	233,798	858,585	4,830,794
平成18年6月30日残高(千円)	242,791	242,791	858,585	11,587,146

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <hr/> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>投資事業有限責任組合等への出資 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。</p> <p>その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <hr/> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物 10～18年 工具器具備品 4～6年 但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産  同左</p> <p>(2) 無形固定資産  同左</p>	<p>(1) 有形固定資産  同左</p> <p>(2) 無形固定資産  同左</p>
3 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。 (会計処理の変更) 従来、新株発行費は支出時に全額費用として処理してまいりましたが、多額の新株発行により新株発行費に金銭的重要性が生じたことに伴い、期間損益適正化を図るため、新株発行に際して支出した金額については、当中間会計期間より繰延資産(新株発行費)として3年間で均等償却することと致しました。この結果、支出時に全額費用として処理する方法による場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ24,814千円増加しております。</p>	<p>新株発行費 3年間で均等償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>新株発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。 (会計処理の変更) 従来、新株発行費は支出時に全額費用として処理してまいりましたが、多額の新株発行により新株発行費に金銭的重要性が生じたことに伴い、期間損益適正化を図るため、新株発行に際して支出した金額については、当事業年度より繰延資産(新株発行費)として3年間で均等償却することと致しました。この結果、支出時に全額費用として処理する方法による場合と比較して、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ33,585千円増加しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、賞与支給額の総額を業績連動させることとしたため、未払従業員賞与の表示科目につきましては、従来の「賞与引当金」から「未払費用」に含める方法に変更しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>—————</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>—————</p>
5 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>—————</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p>当中間会計期間より、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>—————</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は10,728,561千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(人件費等の計上区分) 提出会社におきましては、人件費等について、従来その全額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、近時の事業規模の拡大に伴って、組織の見直しと業務の専門化を図った結果、人件費等の売上原価と販売費及び一般管理費の区分が明確となったため、当中間会計期間より広告代理以外の事業分野の直接人件費等を売上原価へ計上することといたしました。この結果従来の方法によった場合と比較して、売上総利益が124,635千円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
<p>1. 前中間会計期間に各科目で区分掲記しておりました「有形固定資産」については、資産総額の100分の5以下であるため、当中間会計期間より一括表示し、減価償却累計額は注記することにしております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の「建物」は30,447千円、「建物減価償却累計額」は4,485千円、「工具器具備品」は39,118千円、「工具器具備品減価償却累計額」は15,410千円、「その他」は13,000千円であります。</p> <p>2. 前中間会計期間に「投資その他の資産」に含めて表示していた「関係会社株式」については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記しております。なお、前中間会計期間の「関係会社株式」は、10,277千円であります。</p>	<p>1. 前中間会計期間に投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券」については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記しております。なお、前中間会計期間の「投資有価証券」は201,439千円であります。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から、法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成16年2月13日)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割 10,065千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>	—	<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から、法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成16年2月13日)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割 22,986千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)	前事業年度末 (平成17年12月31日現在)
※1 貸倒引当金 投資その他の資産の「その他」には、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権24,486千円に対する貸倒引当金20,498千円が含まれております。	※1 貸倒引当金 投資その他の資産の「その他」には、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権31,082千円に対する貸倒引当金27,394千円が含まれております。	※1 貸倒引当金 投資その他の資産の「その他」には、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権28,138千円に対する貸倒引当金24,324千円が含まれております。
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 同左	_____
※3 有形固定資産の減価償却累計額 19,895千円	※3 有形固定資産の減価償却累計額 39,761千円	※3 有形固定資産の減価償却累計額 29,762千円
_____	4 子会社の取締役の金融機関からの借入金に対して、38,000千円の債務保証を行なっております。	同 左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 3,866千円 受取配当金 9,105千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 12,574千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 15,884千円 受取配当金 9,105千円
※2 営業外費用の主要項目 支払利息 9,196千円 新株発行費償却 4,962千円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 18,320千円 新株発行費償却 10,472千円 組合等出資損益 2,173千円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 30,429千円 新株発行費償却 16,792千円
_____	※3 特別損失の主要項目 過年度損益修正損(過年度出資金修正損) 9,105千円	※3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 9,523千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 6,947千円 無形固定資産 956千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 9,999千円 無形固定資産 9,115千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 16,814千円 無形固定資産 4,053千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年 6月30日現在)

中間連結財務諸表に記載しております。  
なお、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成18年 6月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	中間貸借 対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,030,000	1,827,000	797,000

前事業年度末(平成17年12月31日現在)

連結財務諸表に記載しております。  
なお、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり情報につきましては、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>当社は、韓国における事業拠点拡大のため、平成17年8月3日開催の取締役会決議にもとづき、eMFORCE Inc. (在韩国)の株式を取得し子会社としました。</p> <p>(1) 対象会社の概要</p> <p>①商号 eMFORCE Inc.</p> <p>②代表者 S. H. Park</p> <p>③本店所在地 Jongno-Gu, Seoul, K O R E A</p> <p>④主な事業内容 インターネット広告代理事業</p> <p>⑤資本金 2,500百万ウォン (約273百万円)</p> <p>(2) 株式取得の内容</p> <p>①株式取得方法 S. H. Park所有の株式を取得</p> <p>②株式取得日 平成17年8月17日</p> <p>③取得株式数 350,000株</p> <p>④取得価額 10億ウォン (約1.1億円)</p> <p>⑤取得後の所有割合 70%</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>平成17年5月20日開催の取締役会決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1 平成17年8月19日付をもって、次のとおり普通株式30,043株を120,172株に分割します。</p> <p>① 分割により増加する株式数 普通株式 90,129株</p> <p>② 分割の方法 平成17年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数1株につき4株の割合をもって無償で交付する。</p> <p>2 配当起算日 平成17年7月1日 当該株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ次のとおりであります。</p> <p>(1) 前中間会計期間</p> <p>1株当たり純資産額 12,824円 98銭</p> <p>1株当たり中間純利益 1,227円 16銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 1,184円 99銭</p> <p>(2) 前事業年度</p> <p>1株当たり純資産額 14,079円 65銭</p> <p>1株当たり当期純利益 2,483円 09銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 2,403円 69銭</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																												
		<p>当社は、平成17年12月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株と新株予約権の発行を決議しており、平成18年1月12日において新株と新株予約権の払込を受けております。</p> <p>新株式発行要領</p> <table border="1"> <tr> <td>①発行新株式数</td> <td>普通株式 6,500株</td> </tr> <tr> <td>②発行価格</td> <td>1株につき金 535,000円</td> </tr> <tr> <td>③発行価格の総額</td> <td>3,477,500千円</td> </tr> <tr> <td>④資本組入額</td> <td>1株につき金 267,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤資本組入額の総額</td> <td>1,738,750千円</td> </tr> <tr> <td>⑥払込期日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> <tr> <td>⑦配当起算日</td> <td>平成18年1月1日</td> </tr> <tr> <td>⑧割当先および割当株式数</td> <td>株式会社電通 6,500株</td> </tr> <tr> <td>⑨資金使途</td> <td>当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&amp;Aの実施資金等に充当する予定であります。</td> </tr> </table> <p>新株予約権の発行要領</p> <table border="1"> <tr> <td>①新株予約権の名称</td> <td>株式会社オプト 第4回新株予約権</td> </tr> <tr> <td>②新株予約権の目的となる株式の種類および数</td> <td>普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)</td> </tr> <tr> <td>③新株予約権の総数</td> <td>37個</td> </tr> <tr> <td>④新株予約権の発行価額</td> <td>1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)</td> </tr> <tr> <td>⑤新株予約権の発行価額の総額</td> <td>858,585千円</td> </tr> <tr> <td>⑥新株予約権の払込期日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> <tr> <td>⑦募集方法</td> <td>第三者割当の方法による。</td> </tr> <tr> <td>⑧新株予約権の割当先及び割当数</td> <td>株式会社電通 37個</td> </tr> <tr> <td>⑨新株予約権行使に際しての払込金額</td> <td>1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)</td> </tr> <tr> <td>⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額</td> <td>13,209,000千円</td> </tr> <tr> <td>⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額</td> <td>14,067,585千円 (1株につき 760,410円)</td> </tr> <tr> <td>⑫権利行使期間</td> <td>自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日</td> </tr> <tr> <td>⑬新株予約権の発行日</td> <td>平成18年1月12日</td> </tr> </table>	①発行新株式数	普通株式 6,500株	②発行価格	1株につき金 535,000円	③発行価格の総額	3,477,500千円	④資本組入額	1株につき金 267,500円	⑤資本組入額の総額	1,738,750千円	⑥払込期日	平成18年1月12日	⑦配当起算日	平成18年1月1日	⑧割当先および割当株式数	株式会社電通 6,500株	⑨資金使途	当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&Aの実施資金等に充当する予定であります。	①新株予約権の名称	株式会社オプト 第4回新株予約権	②新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)	③新株予約権の総数	37個	④新株予約権の発行価額	1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)	⑤新株予約権の発行価額の総額	858,585千円	⑥新株予約権の払込期日	平成18年1月12日	⑦募集方法	第三者割当の方法による。	⑧新株予約権の割当先及び割当数	株式会社電通 37個	⑨新株予約権行使に際しての払込金額	1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)	⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額	13,209,000千円	⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	14,067,585千円 (1株につき 760,410円)	⑫権利行使期間	自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日	⑬新株予約権の発行日	平成18年1月12日
①発行新株式数	普通株式 6,500株																																													
②発行価格	1株につき金 535,000円																																													
③発行価格の総額	3,477,500千円																																													
④資本組入額	1株につき金 267,500円																																													
⑤資本組入額の総額	1,738,750千円																																													
⑥払込期日	平成18年1月12日																																													
⑦配当起算日	平成18年1月1日																																													
⑧割当先および割当株式数	株式会社電通 6,500株																																													
⑨資金使途	当該増資に係る資金の使途につきましては、人員の拡充やM&Aの実施資金等に充当する予定であります。																																													
①新株予約権の名称	株式会社オプト 第4回新株予約権																																													
②新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 18,500株(新株予約権1個につき500株)																																													
③新株予約権の総数	37個																																													
④新株予約権の発行価額	1個につき 23,205千円(1株につき46,410円)																																													
⑤新株予約権の発行価額の総額	858,585千円																																													
⑥新株予約権の払込期日	平成18年1月12日																																													
⑦募集方法	第三者割当の方法による。																																													
⑧新株予約権の割当先及び割当数	株式会社電通 37個																																													
⑨新株予約権行使に際しての払込金額	1個につき 357,000千円 (1株につき 714,000円)																																													
⑩新株予約権の行使の際の払込金額の総額	13,209,000千円																																													
⑪新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	14,067,585千円 (1株につき 760,410円)																																													
⑫権利行使期間	自 平成18年1月12日 至 平成20年1月11日																																													
⑬新株予約権の発行日	平成18年1月12日																																													

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第12期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)平成18年3月31日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(従業員に対する新株予約権の発行)の規定に基づく報告書 平成18年4月14日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書の訂正報告書

上記(2)の訂正報告書 平成18年4月18日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月8日

株式会社オプト  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸塚輝夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋洋史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月21日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 宮 直 仁  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より広告代理以外の事業分野の直接人件費等を販売費及び一般管理費から売上原価へ計上することに变更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月8日

株式会社オプト  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 戸塚輝夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋洋史  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトの平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は新株発行費の償却方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月21日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宮 直 仁 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトの平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より広告代理以外の事業分野の直接人件費等を販売費及び一般管理費から売上原価へ計上することに変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

